

議会議案第1号

議会提出に係る資料の不適切な取扱いに関する問責決議について

別紙決議を議決しようとする。

令和2年6月8日提出

提出者

奈良市議会議員 三 橋 和 史

賛成者

奈良市議会議員 松 下 幸 治

同 中 西 吉 日 出

同 階 戸 幸 一

議会提出に係る資料の不適切な取扱いに関する問責決議（案）

令和2年3月定例会市議会において、予算決算委員会総務分科会の委員の要求により、議会として市長から提出を受けた「令和元年5月から6月までに介護福祉課及び医療政策課職員が送受信した全てのメール」に係る資料について、そのうち一部が提出されなかったことが発覚した。

提出されなかった部分は、令和元年5月24日付けで医療政策課職員が他の職員に送信した「医療政策課の平成30年度の業務について」と題するものを含む数件のメールである。

当該メールに記載されていた内容は、令和元年9月定例会市議会の同月20日本会議、同月25日予算決算委員会厚生消防分科会及び同月27日予算決算委員会総務分科会において、三橋和史議員及び道端孝治議員がその質問又は質疑に際し、健康医療部における個人情報の流出の疑義等について言及していた事項であった。また、一部の議員は、同問題について奈良市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求による政務調査をしていた。これらの経緯に徴すれば、令和2年3月定例会市議会における資料要求もその調査の一環として行われたことについて、市長及び健康医療部長保健所長事務取扱をはじめとして市長部局において認識していたことは明白である。

それにもかかわらず、上記のような内容が記載されたものを含む数件のメールだけが議会に提出されなかったことについては、上記疑義を隠蔽するために何者かによって故意に省かれた疑いが濃厚であり、その場合には虚偽公文書作成罪及び同行使罪（刑法第156条及び第158条第1項）、公用文書毀棄罪（同法第258条）に該当し、仮に過失であったとしてもそれに対する非難は重大なものであると言わざるを得ない。

市長をはじめとする関係幹部は議会に提出すべき資料について内容の正確性を図るべき責任を負っていることはもとより、本件に係る一連の経緯を踏まえ、故意と過失とを問わず、議会に提出すべき資料のうち上記のような内容が記載されたものを含む数件のメールが提出されなかったこと、加えてそのことが庁内で問題になっておきながら議会に報告されなかったことで、さらなるコンプライアンス上の重大な疑義を招来した責任は極めて大きく、民主主義を支える議会の権威を蹂躪するものである。

よって、市長、両副市長及び健康医療部長保健所長事務取扱を問責し、再び同様の事案が生じないように厳に求めるものである。

以上、決議する。

令和2年6月8日

奈良市議会